

資料 4

岩手県福祉・介護職員処遇改善支援事業
(介護・障がい分) 運営業務

企画提案審査要領

令和6年2月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県福祉・介護職員処遇改善支援事業運営業務（介護・障がい分）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点
活動拠点	設置場所や営業時間など、県との連携等が確保されているか。	5
人員及び組織体制	事務局長や職員の配置は適切か。	10
周知・広報及び相談・指導	相談窓口やホームページによる支援、対象機関等への相談・指導体制が確保されているか。	5
申請書類等の審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・審査事務の内容を理解し、県と受託者との書類の引き渡しや連携の仕組みが適切かつ効率的か。 ・センター内における事務フローやチェック体制を整備するなど、審査の正確性が確保できるような仕組みの構築が十分であると認められるか。 	10
業務に係る記録・各種データの入力・管理及び報告	情報の管理及び報告を適切かつ効果的に行えるような体制が構築されているか。	10
業務遂行能力	本業務に類する業務の実績は良好か。	5
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性はあるか。 	5
合 計		50

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、審査基準・採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに審査・採点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

評 価	配点が5点の項目	配点が10点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
問題はない（中位点）	3	6
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2
採用できない	0	0

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で郵送により通知する。